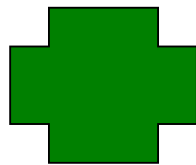


平成 2 9 年

( 2 0 1 7 年 )

# 安全衛生管理計画



平成29年度(2017年)

## 安全衛生管理計画

株式会社 鈴木東建

### 1. 当社に於ける労働災害・事故の発生状況

平成28年度分(H28/4/1～H29/3/31まで)

労働災害:0件(休業4日以上)

事故:6件(盗難、苦情、埋設物損傷、建物・設備損傷、自然災害)

交通事故:8件(追突・接触・自損他)

区分 年別	死傷件数					労働損失日数	延労働時間数	災害率	
	死亡	休業4 日以上	休業4 日未満	小計	不休			度数率	強度率
H24年	0	0	0	0	0	0	390,721	0.00	0.00
H25年	0	1	1	2	0	101	459,683	4.35	0.22
H26年	0	0	3	3	0	5	468,050	6.41	0.01
H27年	0	0	0	0	0	0	477,231	0.00	0.00
H28年	0	0	1	1	0	1	501,372	1.99	0.00

### 2. コメント

#### (1)労働災害の発生状況から

- 平成28年度は労働災害が0件。  
尚、休業4日未満の事故報告1件であった。(熱中症)

#### (2)安全パトロールの結果及び工事現場における危険要因の検討結果から

##### 1. 安全衛生管理について

a:「安全衛生管理計画」は、現場の安全衛生管理活動を進める基本となるものあり、会社の安全衛生管理方針、現場作業の危険のリスク等を十分検討し、工事着手前に作成し施工検討会・技術会等にて検討・確認されている。協力会社提出書類、特に(施工体制台帳)については、記載内容の不備が指摘されているので受領時の確認を怠らない事とする。

b:「災害防止協議会」は、協力会社の経営首脳と連携を図る場である。また、毎月の協力会の内容を充実し、具体的な議事録を作成・記録し、二次以降の関連業者、欠席業者にも決定事項がもれなく周知されるよう措置しなければならない。指摘事項等については改善された日時を明記すること。

c:「作業主任者の選任」、「安全施工サイクルの状況」、「工事の計画書、機械等の設置届」は、概ね達成出来ているがRA/KY活動の実施については形式的・マンネリ化等も見受けられる。具体的に記載する様指導すること。安全書類提出時の協力会社実施の「送り出し教育」の充実を図ること。また、作業主任者は正・副記載すること。

d:「安全日誌、点検記録等」は作業所長の巡視記録・所見を記述する(時間共)と伴に打合せ担当者のサイン、事後処置記録を確実に実施・確認すること。各工種の点検リスト、始業開始前の点検記録、事後措置等については必ず提出させ、確認すること。

e:「安全衛生教育」は新規入場者教育、安全大会等にて実施されている。重機等のオペレーターについても必ず教育する事。

f:「健康管理」は、協力会社提出書類の作業員名簿、施工計画書、朝礼時等にて管理されている。振動工具の作業時間の管理を徹底すること。

g:「整理整頓、危険物の取扱、火災等」は、災害防止活動の原点であり、不要資機材の撤去をはじめ、産廃の保管、火気厳禁標示、消火器設置等現場に定着すること。(5S運動の徹底)

h:「安全通路と立入り禁止措置等」は、安全通路の確保、立入り禁止措置、通路上の障害物、落下物等巡視時に都度指示・指導すること。

i:「作業環境」は、照明、換気設備、酸欠箇所の測定、休憩所・トイレ等の清掃状況を確認するも、照明設備、塗装・サンダー・ウレタン作業時の換気設備について一部指摘されている。

j:「保護具の使用状況」は、安全帯・メガネ・マスク・防振手袋等の着用の徹底が求められる。

k:「掲示物・標識等」は、安全衛生啓蒙活動の周知の一環として表示することとし、安全掲示板の設置、災害防止等の啓蒙掲示を確認し、特に建設業の許可票・労災保険成立票・安全施工サイクル・緊急時連絡表施工体系図・最大積載量・安全通路・有資格者等は必ず表示すること。また、活動期間が終了した掲示物は、速やかに撤去すること。

l:「就業制限」(有資格者)については、協力会社提出書類及び作業開始前に移動式クレーン・車両系建設機械等の資格、特別教育の修了証を確認している。仕上げ工事においても必ず確認し、有資格者名を掲示すること。

m:「持込機械の確認等」は、指摘件数が減少している。

協力会社提出の書類に基づき、都度持込み時における点検・確認を一層徹底すること。(持込機械届受理証の貼付け)

## 2. 墜落・飛来落下災害について

a:「開口部・足場・作業床の墜落転落防止対策」は、指摘事項が多く、怠ると重大災害に結びつく可能性が最も高い。重大災害を発生させないため、法改正に基づき協力会社や作業員の協力を得ながら手すり・中木・覆い等関連設備の徹底した日常点検が求められる。

特に、足場については、建柱と床の開口(12cm未満)・隙間(3cm以下)コーナー部分、建築物に凹凸・アールのある部分、縦柱の幅が変更になる部分等、作業床の設置方法等に工夫、改善が必要である。

また、足場特別教育の確認を行う事。

b:「高所作業」は親綱・安全帯が確実に使用されているか確認する。又、吊り足場は計画通りの設置、ローリングタワーは、正しく使用されているか等を確認すること。

c:「昇降設備」は設置位置・固定方法は適切かを確認する。

高さが1.5m.以上の箇所について昇降設備が設置されているか、スロープに滑り止め、移動式梯子等は正しく使用されているかを確認する必要がある。

「脚立」については、単独での現場内での使用頻度が高く、

三点支持による脚立足場としての使用を原則として、足場板の緊結(ゴムバンド固定等)、支柱の開き止め等作業員に指導・徹底していく。

又、はしごの使用については、上端の突出し60cm以上、建築物等に固定、安全ブロックの使用等、今後共管理を徹底していくこと。

d:「落下防止ネット」は、墜落転落防止の設備上の欠陥をカバーする為のものであり、安全ネットの取付方法、作業終了時の確認等を重点に管理を徹底すること。

## 3. 崩壊・倒壊について

a: 足場、型枠支保工・土止め支保工・掘削等いずれも重大災害に結びつく可能性が高いので、管理を怠らないように配慮していく必要がある。

特に足場における組立図、積載過重の標示、壁つなぎ、脚部の確認等、又、型枠工事における組立図、材料の載せ過ぎ、サポートの滑動防止措置・接続部材等についての確認すること。(型枠支保工の計算書は必ず常備の事)

又、土止め支保工の強度計算、腹起こし、切梁等の脱落防止、掘削についての事前調査、安全勾配、崩壊、土石落下の防護柵、法面、根切り肩の亀裂、重量物等について確認すること。

#### 4. 重機等について

a: 移動式クレーン、高所作業車、コンクリートポンプ車、重機車両に共通する災害防止の基本は、作業計画に基づく事前打合せの徹底であるが、関係者全員に周知されていないことが指摘されている。

作業方法、作業手順を毎日作業員全員が周知し作業を進めること。

「移動式クレーン」については、吊荷の下への立入禁止を最重点に定格荷重の表示確認、玉掛ワイヤー、ベルトスリング等の作業前点検と識別、適正な玉がけ方法・合図等を一層徹底する必要がある。

特に、クレーン機能付バックホー、ユニック車の使用については、作業計画書必要な資格等(クレーン作業・掘削作業・玉掛作業)を確認すること。

高所作業車、ポンプ車等についても特別教育修了者、アウトリガー張出し及び敷き鉄板状況、作業開始前点検等の確認をすること。

オペレーター記載事項については必ず元請けが確認する事とする。

「重機車両」は、作業計画、作業手順の周知、作業主任者、運転免許証、技能講習修了者、転落、接触防止、運転手離脱措置、移送積卸、走行範囲・作業半径内の立入禁止措置、作業前点検の徹底と重機の適正な誘導を引続き徹底する必要がある。

又、主たる用途以外の使用制限(パワーショベルによる荷の吊り上げ)、特定自主検査、定期自主検査の確認(検査標章貼付け)を行う。

(アタッチメントに直接貼る-鉄骨切断機・コンクリート圧砕機・解体用つかみ機等)労働安全衛生法令が改正され、車両系建設機械のうち

解体用機械(解体用つかみ機、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機)の運転を行うには、技能講習者の確認を行う事。

#### 5. 電気・工具について

「電気・工具」については、分電盤の管理が不十分との指摘があり、取扱い責任者、施錠、行き先表示、アース等「分電盤点検表」を作成し管理すること。

尚、電動工具についても持込み機械の点検を行い適切な取扱いの徹底が引き続き必要である。特に高速カッター・ベビーサンダー、丸のこ等の安全カバーの取付、スイッチ(on,off)状況の確認が必要である。

外部・内部で使用する電工ドラムの確認、指導の実施を行う事。

アーク溶接機については、ホルダー、電撃防止、使用開始前点検、保護具の使用、防火区画、粉じん等についての確認を徹底すること。

## 6. その他について

その他では、交通労働災害、酸欠、粉じん、公衆災害、有機溶剤等がある。  
通勤、作業車両については、ヒヤリマップの作成、交通KYの取り入れ等による指導が必要であり、第三者事故防止についてはガードマンによる誘導の徹底が引き続き求められる。

又、夏季(熱中症・蜂類・毒蛇・害虫)防止対策、冬季(一酸化炭素中毒・滑り転倒)防止対策、  
環境・衛生(オイルガード・産廃・健康管理)対策の徹底を図ること。

公衆災害(第三者立入り禁止・埋設物・公害)防止対策については特に配慮し、顧客・利害関係者等からの苦情の発生がない様に努めること。

化学物質のRA実施並びにSDSの設置確認すること。

(3)以上労働災害の発生状況、安全パトロールの指摘事項並びに工事現場に潜む危険要因を検討すると、  
平成29年度の安全衛生管理活動は昨年度に引き続き、

「三大災害(墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害)」の絶滅

「不安全行動による災害防止対策の徹底」

「交通労働災害防止対策の徹底」

「業務上疾病の防止と健康管理の徹底」

を重点に取り組むべきと考える。